

## 安心できる出産支援事業に係るQ&A（令和3年4月1日）

### 【総論】

問1：事業の要綱が秋田県と秋田市それぞれあるが、理由はなぜか。

- この事業は、国の母子保健医療対策総合支援事業（新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業）に、秋田県、秋田市の独自事業実施分を加えて実施されます。国の要綱では実施主体を、都道府県、中核市等と定めています。
- 本県の場合は、県と中核市である秋田市がそれぞれ実施主体となります。なお、県では独自事業で、一部対象を拡大（県外に居住しているが、里帰りにより県内で分娩予定の妊婦の2回目の検査）していますので、その部分については滞在先が秋田市となる方でも、県への契約、申請等が必要となります。

問2：事業はいつから開始できますか。

- 事業要綱の通知発出後、県や秋田市と委託契約後に、開始できます。速やかな事務手続きに努めますが、詳細については、各担当へ御確認願います。

問3：事業の実施期間はいつまでですか。

- 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援は、実施要領の「3（2）申込み」にも記載していますとおり、妊産婦への支援を本年度中に実施するために、令和4年2月28日までを「療養状況等情報提供書（医療機関記入）（様式A-2）」の県への期限としていますので、この期限までの分を対象とします。
- 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査は、委託契約の仕様書「6 検査等の実施」に記載のとおり、令和4年3月31日までに検査を実施したものを対象としています。なお、検査説明もその日までに検査を実施するものに係る説明が対象となりますので、御留意願います。

### 【新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い型支援】

問4：すべての市町村が事業実施機関として、あらかじめ秋田県と委託契約を行う必要がありますか。

- 要綱にありますとおり対象は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された妊産婦のうち、支援を受けることを希望した方です。秋田県の人口規模や、流行状況を考慮しますと対象者はかなり限られた方になる見込みです。
- 事務手続きについては、希望者が生じた場合に契約という形でよいと考えていますので、あらかじめの契約は不要です。

問5：支援の開始時期について実施要領では、「家庭訪問等による対面での支援は、新型コロナウイルス感染症の入院後治療後（退院後）から」とありますが、どのようにして退院の時期は決まりますか。

- 新型コロナウイルスに感染した方の退院の時期は、国で定めている基準に基づいて決定します。なお、この基準による退院は、感染性がない状態となっています。

問6：新型コロナウイルス感染症の入院治療後（退院後）は、保健所からの継続した健康状態の確認の実施などはありますか。

- 退院後の保健所からの定期的な健康状態の確認等はありませんが、退院時の諸注意として、4週間は自ら健康観察を行うこと等をお伝えしています。
- もし、退院後症状が出た場合には、速やかに自ら「あきた新型コロナ受診相談センター」等に連絡し、その指示に従い対応していただきます。

問7：支援実施者が家庭訪問等を行う際は、特別な感染予防対策を行う必要がありますか。

- 特別な対策は必要ありませんが、厚生労働省から発出されている「母子保健事業等の実施に係るQ&A」等の乳幼児健康診査の際の留意点を参考にするほか、家庭訪問の際は、あらかじめ対象妊産婦に、風邪の症状や発熱その他新型コロナウイルス感染者との接触がないか、家族等に感染の疑いがある方がいないかなどを確認することも考えられます。また、妊産婦自身の体調についても、退院時と変化がないか確認いただいてからの訪問をしていただければ、支援実施者の御負担も減ると考えます。
- 感染対策については、日頃実施されているとおり、マスクの着用、手指のアルコール消毒、こまめな換気等に努めてください。また、新型コロナウイルス感染症に関しての疑問等は、保健所でも受付しております。

### 【不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査】

問8：妊婦は必ず検査を受けなければならないのでしょうか。また、妊婦健康診査の一つとなるのでしょうか。

- 事業の要綱、実施要領にもありますとおり、新型コロナウイルス感染症によって不安を抱える妊婦に対し不安を解消するために実施するものであり、あくまでも希望する妊婦に対して実施することとなります。
- 妊婦健康診査とは別のものですので、別途申込み等の手続きが必要です。

問9：検査の申込み等は、妊婦からの希望があれば、どこの医療機関で実施してもよいのでしょうか。

- 実施要領の「2事業実施者」にもありますとおり、当事業は、県、秋田市と各分娩取扱医療機関との委託契約により実施しますので、分娩取扱医療機関においてのみ、検査説明、受付、検査等ができます。
- 分娩を取り扱わず、妊婦健康診査のみを実施していただいている医療機関にも、妊婦から検査について相談される場合がありますので、この場合は、分娩予定医療機関の医師に御相談するように御説明願います。なお、この際に、妊婦向けのリーフレットをお渡しいただくことは構いませんが、検査説明料はお支払いできませんので、御承知おきください。

問10：希望する妊婦に検査を実施する際に、留意すべき点がありますか。

- 当検査はその性質上、実際には感染しているのに結果が陰性となること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性となること（偽陽性）がありますので、検査を希望する妊婦には事前に丁寧な説明を行うことが大切です。
- 説明用の資料として、妊婦向けには、「リーフレット1，2」を準備しています。また、過去に実施した分娩取扱医療機関向けの研修会資料も参考にしてください。
- 検査にあたっては、他の受診患者との空間的分離、もしくは時間的分離により、妊婦に不安を与えないような環境の整備について御配慮願います。

問11：県外からの里帰り分娩予定者などは、妊婦から検査希望があっても、対面での検査説明が困難な場合もあります。その場合は、どのように対応すべきですか。

- 県外からの里帰り分娩を予定している方は、検査希望をされた時点では、分娩予約はされていると想定しています。したがって、すでに分娩予定医療機関と妊婦は、何らかの方法で連絡する手段が確保されていると考えます。対面でなく電話等で検査説明を実施する場合は、本人基本情報（氏名、生年月日、電話番号、住所、勤務先、保険者名、保険者番号など）の確実な確認をしたうえで電話等により説明しても構いません。

問12：やむを得ず対面でなく電話等で検査説明を実施した場合でも、検査説明の委託料は請求できますか。

- 対面でない方法で説明するのは、県外からの里帰り等、やむを得ない事情の場合のみとします。

- 電話等で説明を実施した医師は、診療録に説明の日時を記載し、対象妊婦が次回来院する機会に署名を求め、検査説明確認書を作成します。なお「検査説明確認書（様式 B-1）」の作成が、電話等の説明日以降であっても、妊婦確認欄及び医師説明欄の年月日は、診療録に記載した説明をした日を記載してください。
- 「検査説明確認書」の作成により、検査説明に係る委託料は請求できます。

問 13：検査説明と検査（検体採取）を、異なる医療機関で実施した場合は、どのように対応すべきですか。

- 検査説明と検査（検体採取）を異なる医療機関で実施した場合は、説明を行った医療機関が説明分の委託料を請求することとなります。（委託契約の仕様書「7 県への実施報告」参照）
- なお、検査説明を行った医療機関から検査実施医療機関に対し、「検査説明確認書」、「検査申込書（様式 B-2）」及び「同意書（様式 B-3）」の写しを検査実施医療機関に送付いただくことにより、検査実施医療機関は、申込者の基本情報等の把握が可能となるほか、確認書類の写しは、委託料（検査実施に係る部分に限る）の請求に係る添付書類となりますので、速やかな対応に御協力をお願いいたします。

問 14：妊婦から検査希望の申し出があり医師が説明を行ったが、最終的には検査を希望しないと妊婦が判断する場合もあると考えます。この場合は、検査説明の委託料を請求できますか。

- 適切な説明を行い、「検査説明確認書」が作成されていれば委託料を請求できます。

問 15：妊婦本人が発熱等の症状がある又は、同居家族が新型コロナウイルスに感染しているなどの理由で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合も、当事業による検査の対象になりますか。

- 当事業は、発熱等の感染を疑う症状がなく、新型コロナウイルスに対する不安を抱えている妊婦を対象としています。
- 症状があるなど新型コロナウイルスの感染が疑われる妊婦については、「あきた新型コロナ受診相談センター」等にお問い合わせいただき、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがある方として検査が必要となった場合は、感染症法に基づく検査を受けていただくこととなります。

問 16：妊婦が受検した検査が保険適用だった場合、当事業の対象としてもよいですか。

- 医師が患者の診療のために必要と認められる場合に実施され、健康保険が適用される新型コロナウイルスの検査とは、趣旨、目的が異なりますので、当事業の対象外です。

問 17：院内感染対策として、当事業を実施しても差し支えないですか。

- 当事業の趣旨は、新型コロナウイルス感染症に関して不安を抱いている妊婦に対し、その不安を解消するために、希望する妊婦に対して実施するものです。
- このため、もっぱら院内感染防止を目的として検査を実施する場合は、当事業の対象になりません。

問 18：当事業に係る検査の、検体の種別や検査方法等の指定はありますか。

- 現時点では、検体は唾液、鼻咽頭ぬぐい液のいずれも対象となります。検査方法については、PCR検査（LAMP法を含む）及び抗原定量検査が対象です。なお、簡易キットによる抗原検査（抗原定性検査）は対象外ですので御留意願います。
- 検体検査については、自医療機関で実施できる場合は実施いただいてもよく、民間検査機関への依頼のどちらでも構いません。県または秋田市からの委託料は、どの対応でも同一です。なお、民間検査機関に依頼する場合の契約等については、各医療機関で御対応をお願いいたします。

問 19：分娩前検査とは、具体的にはどの時期ですか。

- 分娩予定日の概ね2週間以内を目安としていますが、早産リスク等の妊婦それぞれの状況に応じて、適切な時期は異なってきますので、分娩予定医療機関の医師が決定してください。

問 20：当事業は国の事業に基づいているとのことですが、他都道府県等でも実施していますか。里帰り分娩の方（秋田県から他県へ、他県から秋田県へ）について情報入手が難しいと考えますがどうしたらよいでしょうか。

- 当事業は、全国の都道府県等でも順次開始されてきているようですが、他の状況をすべて把握することは困難ですので、ご自身で確認するように御説明をお願いします。
- 秋田県の情報については、今後医療機関へのリーフレットの設置依頼や県のホームページへの掲載等で周知の予定です。なお、県内妊婦への個別の通知は予定していません。

問 21： 国外からの帰国者や、県外から転入した方も対象としますか。

- 県内の医療機関での分娩を目的として、一時的に帰国または滞在されている方であれば県外からの里帰り分娩分娩予定者（要綱の対象イ）と同じ取扱いとなります。なお、そのまま秋田県に居住される方であれば、秋田県内に居住している方（要綱の対象ア）と同じ取扱いとします

問 22： 検査予定日より前に、産科的に状態が変化あるいは、その他体調不良等により検査を実施できなくなった場合はどうすべきですか。

- 妊婦向けの資料「リーフレット2」の「検査前に知っておいていただきたいこと」の1にも記載していますとおり、「主治医の判断で検査よりも必要とされる処置が優先される場合があります」と御説明していますので、検査中止になる場合も想定しています。なお、後日実施可能な時期であれば、再度日程調整して検査を実施いただいで構いません。

★追加

問 23： 検査対象の要件に、「うつ状態にあるなど不安を抱える者」及び「基礎疾患を有する者」が追加されましたが、どのような理由からですか。

- 現在、新型コロナウイルス感染症についての調査研究が進み、基礎疾患を有していない妊婦については必ずしもリスクが高いものではないとする知見が得られるに至っています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応は全国一律でなく、地域の実情に応じて支援を実施する状況へと変わってきたと考えられています。また、厚生労働省の補助金要綱においても検査対象の要件が示され、分娩前検査については、強い不安を抱えている妊婦又は基礎疾患を有する妊婦に対し、重点的に支援を行うことになったことによります。

★追加

問 24： 対象者の要件の確認は、どのような方法で行えばよいのですか。

- 対象者本人から相談内容を聞き取り、本人の申告に基づいて判断していただきます。したがって、診断書等の証明を取得することまでは想定していません。